



子ども医療費助成制度について

平成28年8月診療分より通院にかかる医療費の助成対象年齢を中学3年生まで拡大することになりました。病院・診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部（高額療養費や付加給付金など健康保険組合等から支払われる分を除いた額）を助成します。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド代、薬の容器代など健康保険が適用されない費用は助成の対象なりません。

1. 対象者と一部負担金について

対象者	一部負担金	
就学前 (0~6歳) *6歳誕生日以後 最初の3月31日まで	通院	1医療機関につきひと月500円 (調剤薬局については、一部負担金なし)
	入院	1医療機関につきひと月1,000円 (14日未満は500円)
小学1年生 ~中学3年生 ※15歳誕生日以後 最初の3月31日まで	通院	1医療機関につきひと月1,000円 (調剤薬局については、一部負担金なし)
	入院	1医療機関につきひと月1,000円 (14日未満は500円)

2. 受給資格証の使い方

①県内の医療機関を受診したとき

医療機関の窓口で、「健康保険証」・「受給資格証」を必ず提示して、健康保険による自己負担額（3割）を医療機関にお支払ください。およそ3か月後に申請時に指定していただきました口座に一部負担金を除いた助成金を振り込みます。（毎月25日ごろ）

②県外の医療機関を受診したとき

県外の医療機関の窓口では、子ども医療費受給資格証は使用できません。健康保険による自己負担額（3割）を医療機関にお支払いただき、国保医療課窓口で申請してください。

申請に必要なもの

- 医療費受給資格証○お子さんの健康保険証○領収証等○印鑑（シャチハタ不可）
- 振込先の口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）○高額療養費及び付加給付などの支給決定通知書（該当する場合）

③子ども医療費受給資格証を提示しなかったとき

医療機関等の窓口で受給資格証を提示しなかったときは、上記②の「県外の医療機関を受診したとき」と同様の申請をしてください。

3. その他(以下の点にご注意ください)

①学校でケガをした場合

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、子ども医療費助成の対象となりません。医療機関では受給資格証を使わず、医療費自己負担額(3割)をお支払いください。

*ただし、認定されなかった場合や、医療費総額が5,000円未満の時で、災害共済給付制度に該当しなかった場合は、子ども医療費の申請手続きを国保医療課窓口で行ってください。

その際の手続きは、2. ②の「県外の医療機関を受診したとき」と同じです。

『災害共済給付制度』の申請・お問い合わせは【各小中学校及び学校教育課へ】

②医療費が高額になる場合

入院などで医療費が高額になりそうなときは、加入されている健康保険にあらかじめ申請をして「限度額適用認定証」の交付を受けてください。

医療機関の窓口では、健康保険証と受給資格証に加えて、「限度額適用認定証」を提示してください。

*高額療養費…1か月に負担する医療費が所得の区分による自己負担限度額を超えた場合、加入されている健康保険より給付されるものです。

※「限度額適用認定証」の交付を受けずに高額医療費が発生すると、健康保険が負担する医療費を市が肩代わりすることとなるため、後日、別途申請書を提出していただく場合や医療費を市へ返還していただくことがあります。

『限度額適用認定証』の申請・お問い合わせは【ご加入の健康保険へ】

③医療費の返還について

次の場合には、医療費を市に返還していただくことになります。

- ・ご加入の健康保険から高額療養費(付加給付金)が支給されたとき
- ・資格喪失後に、この受給資格証を使用して受診した場合

上記の事項が発生した場合は、【国保医療課まで】ご連絡ください。

④こんなときはお届けください

住所・氏名・口座・加入医療保険等変更があった場合は、助成が受けられなくなる場合がありますので、すみやかに届出をしてください。

⑤受給資格証の返却

転出など、受給資格証の有効期間内で受給資格を失ったときは、受給資格証を市へ返却してください。

コンビニ受診はやめましょう

「平日休めない」「日中より空いてそう」などの理由で、自己都合により救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」により救急外来が混み合い、本来の救急医療を必要とする患者さんの診療が遅れるなど、深刻な問題となっています。医療機関の適正な受診について、ご理解とご協力をお願いします。



子ども救急電話相談

急な発熱など子どもの急病時に受診したほうがよいのか、様子をみても大丈夫なのか、看護師(必要に応じて小児科医)が電話でアドバイスします。

- 相談日時 平日 18時～翌朝8時
土曜日 13時～翌朝8時
- 日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 8時～翌朝8時
- 対象者 15歳未満の子ども



プッシュ回線、携帯電話からは

#8000

ダイヤル回線 IP電話からは

0742-20-8119

お問い合わせ先 香芝市役所 国保医療課
香芝市逢坂一丁目374番地1
受付 月～金 8:30～17:15

電話 0745-79-7528(直通)
(祝日・年末年始を除く)